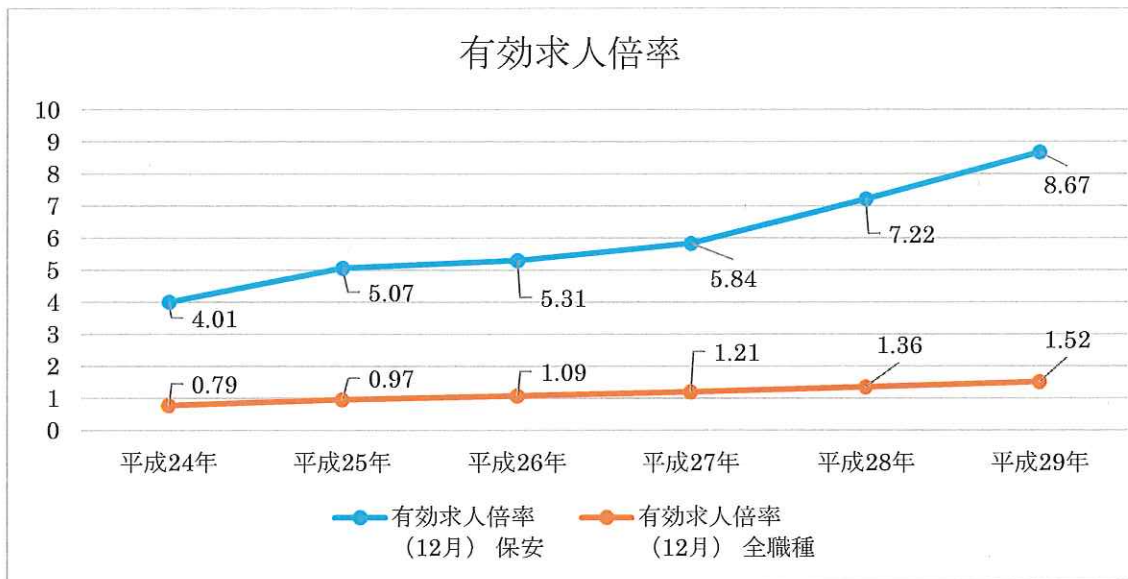
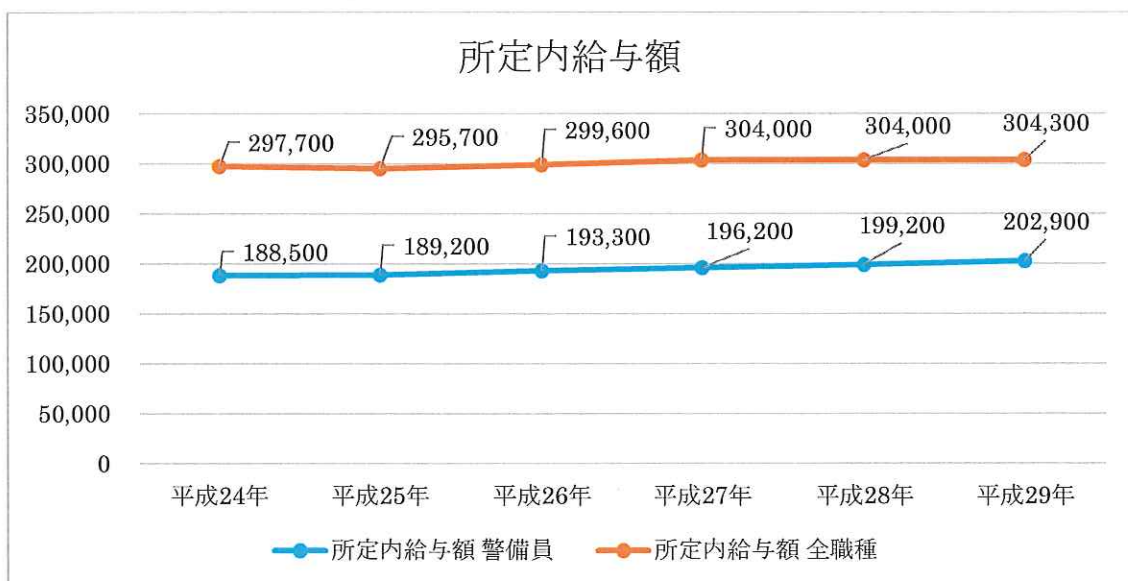


警備員不足の現状

- 1 警備員が該当する保安の職種の有効求人倍率（パートタイムを含む）は、8.67倍であり、全職種の1.52倍と比較して非常に高い状況にある。（厚生労働省発表による「平成29年12月における一般職業紹介状況」より）



- 2 警備員の所定内給与額は平均 20 万 2,900 円であり、全職種の平均 30 万 4,300 円と比較して非常に低く、労働者が集まらない原因の一つにもなっている。（厚生労働省発表による「平成29年賃金構造基本統計調査」より）



警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画

別添2

官邸「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」経済の好循環の実現に向け、中小企業・小規模事業者が賃上げを行いやすい環境を作るため、下請等の取引案件改善の一方策として、業界団体に自主行動計画策定を要請。(H29.9月に、警察庁より全国警備業協会へ要請された。)

⇒全国警備業協会において、H30.3月策定
取引上の問題となる例を示し、該当するおそれがある下請法等法令を掲載しながら、不当に不利益を与える行為を防ぐための取り組み事項を中心に構成

発注者の理解を得て、発注者と受注者との協働により、取引上の問題やその他課題が解決されることを目指す

適正取引関係

警備業における取引で主に散見された「書面不交付」や「買いたたき」等の不適正な7類型を取り上げ、警備会社の立場により、それぞれ取り組むべき事項を記載

① 発注者：警備会社 ⇒ 受注者：警備会社	② 発注者：他業種 ⇒ 受注者：警備会社
警備会社間での元取引において 警備会社が発注する際に留意すること	警備会社以外の発注者から 警備会社が受注する際に 要請することや取り組む事項
取引量：① < ②	圧倒的に取引量が多い

不適正な類型

事例（上記②の場合の一例）

受注者の立場としての主な取り組み事項

1) 書面の作成、交付、保存
注目の時点では、発注内容及び下請代金の額が決まらないこと等を理由として、**発注書面を一切交付しなかった。**

2) 支払遅延
他業務の支払いとあわせて受注者への支払いを行うという自社の都合により、**期日を過ぎても代金を支払わず、慢性的に支払いが遅延した。**

3) 代金の減額
慣例的に代金の1,000円未満の端数を切り捨てた。
〇〇協力会費や広告料の名目で、**予め定めていた代金から一方的に差し引いた。**

4) 買いたたき
年間契約について双方に異議のない場合は自動更新する条件であったところ、契約更新の前日に十分な協議を持たないまま、**前年に比べて単価を引き下げ、一方的に通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。**

5) 購入・利用強制
販売目標数量に達していない等の理由により商品やサービスの**購入を強制された。**

6) 不当な経済上の利益の提供要請
洗車、休憩所・トイレの清掃、パンフレットの補充等の**契約外作業を無償で行わさせられた。**

7) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し
警備料金が他社より高かったことを理由として、**契約期間中に一方的に契約を破棄し、解約金や契約破棄によって生じた費用支払わなかった。**

受注者は、発注者と十分に協議を行い、支払条件や提供業務の内容など、予め具体的な内容について合意の上、書面化することを求める。

受注者は、発注者に対し、60日以内など、できる限り短い期間内に支払期日を定めることを求め、支払いが期日を超えた場合は、遅延利息（下請法の適用を受ける取引においては、起算日から60日を超えた場合は、最低限、年率14.6%の遅延利息）の支払いを求める。

減額要請について、発注者側の権限者が把握していないケースも考えられるため、権限者と交渉を行う。また、受注担当者が安易に代金減額に応じていないか、受注者側は社内でのチェックを行う。
端数の切り捨ては、発注者にとって法令違反のリスクにもなることを説明し、発注者に改善を求める。

見積時における業務量や期間が大幅に変更される場合は、十分な協議を行い、合理的な料金の再設定、追加費用の負担を求める。

要請された場合は、購入・利用強制が違法であり、応じることができない旨を伝える。

要請された場合は、まず、契約外である旨を伝え、必要に応じ、業務の範囲等を協議の上書面化し、有償で対応する。これに応じられない場合は、契約外業務は行わない。

発注者の都合により仕様の変更や業務提供日・期間の変更等が生じた場合は、人件費やその他これに伴い発生した費用を負担することを求める。また、解約金やキャンセル料の発生等の通常起こり得る事項について、予め書面化するよう求める。

警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画

不適正な類型	事例（上記①の場合の一例）	発注者の立場としての主な取り組み事項
1) 書面の作成、交付、保存	緊急を要するため、口頭(電話)で発注し、その後、注文書を交付しなかった。	下請事業者と十分に協議を行い、支払条件や提供業務の内容など、予め具体的な内容について合意の上、書面化し交付する。
2) 支払遅延	毎月、完了報告書の提出を求めているが、完了報告書が未着又は不備があるとして、警備業務提供完了日から60日を経過しても代金を支払わなかった。	警備業務が提供された日を起算日とし、起算日から60日以内のできる限り短い期間内に支払期日を定め、支払期日を守る。万が一、実際の支払いが起算日から60日を超過してしまう場合は、遅延利息を支払う。 発注元からの支払いの如何に関わらず、下請事業者に対する支払いを行う。
3) 代金の減額	毎月の役務の提供に対して下請代金を支払うこととしていて、契約の改定により単価を引下げ、引き下げた単価をさかのぼって適用した。	法的に下請事業者の責に帰すべき理由がないと評価できる場合には、その時期、金額の多寡、下請事業者の同意の有無に関わらず、発注後において下請代金を減額しない。
4) 買いたたき	代金について一方的に減額を要請し、一契約につき一律〇パーセントを値下げした。	見積時における業務量や期間に大幅に変更する場合には、下請事業者と十分な協議を行い、合理的な料金の再設定、追加費用の負担をする。 下請事業者から料金の見直しについての説明や協議を求められた場合には、誠実にこれに応じなければならぬ。
7) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し	発注元からの発注取消を理由として、下請事業者に対して一方的に発注を取り消したうえ、キャンセル料を支払わなかった。	下請事業者に責任がないのに、仕様の変更や業務提供日・期間の変更等が生じた場合は、人件費やその他これに伴い発生した費用を負担する。 キャンセル料の発生等の通常起こり得る事項について、下請事業者の求めがあった場合には、これに応じ、協議の結果を書面化する。

取引適正化以外の課題解決に向けて

- ・ 料金決定方法の適正化
標準見積書の活用／標準条項の検討／取引適正化に向けたチェックシートの活用
- ・ 人材確保・育成
警備員の給与・処遇の改善／警備業のイメージアップ／労働環境の改善 等
- ・ 長時間労働の是正
警備員の労働時間を正確に把握／業務量標準化の協議／機械化、省人化 等
- ・ 顧客満足度の向上

計画の推進 等

- ・ 関係業界団体へ周知
- ・ 全警協に不適正な取引に関する通報窓口、適正取引に向けた相談窓口を設置
- ・ 警察庁、公正取引委員会、中企庁等と全警協との間で連絡協議の場を設けることを検討
- ・ 全警協において不適正な取引事例を集約し、関係業界団体へ取引条件の改善を申入れ（あわせて、警察庁に対し、関係省庁へ取引条件改善に関する協力を求めるよう要請）
- ・ 全警協機関誌やホームページに不適正な取引事例を紹介
- ・ 適正取引推進のためのリーフレットの作成
- ・ 本計画の周知、啓蒙のためのセミナー等の開催